

東村山市住宅用省エネルギー機器 設置費補助金申請要領



- 申請期間** 平成30年7月2日（月）～10月31日（水）
- 補助対象** 平成29年10月1日（日）～平成30年9月30日（日）
に居住している住宅に対象機器を設置した方
- 申請場所** 市役所4階 環境・住宅課窓口
※郵送での申請は受け付けておりません。

補助対象機器・補助上限額

★CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	25,000円
★潜熱回収型給湯器	15,000円
★ガス発電給湯器	25,000円
★家庭用燃料電池	50,000円



- ※各機器の要件についてはP3をご参照ください。
- ※申請者多数の場合、公開抽選を行います。
- ※「東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助」との併用はできません。

必ず本申請要領をお読みいただき、ご申請ください。

【問い合わせ】



東村山市環境安全部環境・住宅課環境対策係（本庁舎4階）
〒189-8501 東村山市本町1-2-3
TEL：042-393-5111（内線2422・2423）

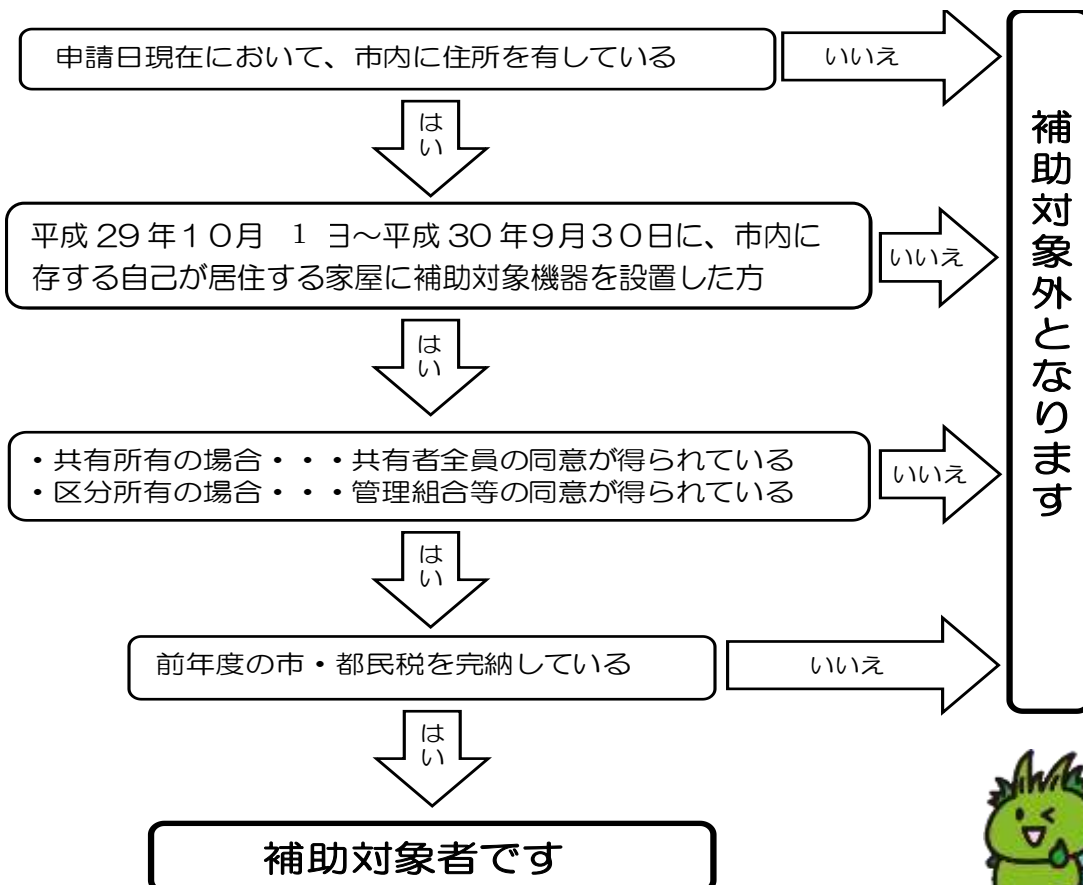
1. 補助対象者

市内に住所を有しており、平成29年10月1日～平成30年9月30日に市内に存する自己が所有する家屋に新たに補助対象機器を設置した方

以下に該当する場合は補助対象外とします。

- (1) 自己の所有しない居住家屋に機器を設置する場合で、当該機器の設置について当該居住家屋の所有者の同意が得られない場合。
- (2) 共有する居住家屋に機器を設置する場合で、当該機器の設置について他の共有者全員の同意が得られない場合。
- (3) 区分所有する居住家屋の共用部分に機器を設置する場合で、当該機器を設置することにつき共有者全員の同意が得られない場合（管理組合等に設置の承認を受けた場合を除く。）
- (4) 過去に当該居住家屋以外の家屋に設置されたことのある機器を設置した場合。
- (5) 平成30年度に「東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助」の申請をした場合。
- (6) 前年度の市・都民税を滞納している場合。

※以前、補助金の交付を受けた方（同一世帯に属する方又は他の共有者が交付を受けた場合も含む。）は、再度補助金の交付を受けることはできません。



2. 補助対象機器

補助対象機器	要件	補助上限額
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	<p>ヒートポンプ方式で二酸化炭素冷媒を使用しており、1又は2のいずれかに該当しているものであること。</p> <p>1 一般社団法人日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R 規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率が2.7以上であること。</p> <p>(1) 使用地が塩害地向けの機種 (2) 薄型2缶タイプ (3) 角型1缶タイプ (4) 容量が200リットル以下の小容量タイプ (5) 一体型タイプ (6) 多機能タイプ</p> <p>2 日本工業規格 C9220:2011 に基づく年間給湯保温効率が2.7以上又は年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率が2.4以上であること。</p> <p>(1) 薄型2缶タイプ (2) 容量が240リットル未満の小容量タイプ (3) 一体型タイプ (4) 多機能タイプ</p>	25,000 円
潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	<p>1 定格熱出力58キロワット未満の潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。</p> <p>2 日本工業規格 S 2109 に基づく給湯熱効率が95パーセント以上であること。ただし、定格熱出力が35キロワット以上の潜熱回収型給湯器については、窒素酸化物の排出濃度について、東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器認定要綱第3条第1項の認定基準を満たすものであること。</p>	15,000 円
ガス発電給湯器 (エコウィル)	<p>1 ガスエンジンユニットの日本工業規格 S B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率(以下「総合効率」という。)が低位発熱量基準(以下「LHV基準」という。)で80パーセント以上であること。</p> <p>2 貯湯ユニット(排熱を回収できる貯湯槽をいう。)の容量が90リットル以上であること。</p>	25,000 円
家庭用燃料電池 (エネファーム)	<p>1 1台当たりの発電能力が定格出力0.5キロワットから1.5キロワットまでの間であること。</p> <p>2 貯湯容量が50リットル以上の貯湯ユニットを有するもの又はこれと同等の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。</p> <p>3 日本工業規格 C 8823 に基づく総合効率が LHV 基準で80パーセント以上であること。</p>	50,000 円

3. 申請について

(1) 申請期間

平成 30 年 7 月 2 日 (月) ~平成 30 年 10 月 31 日 (水)

(2) 申請方法

環境・住宅課窓口に持参 (市役所 4 階)

※郵送での申請は受け付けておりません

(3) 申請に必要な書類

- 東村山市住宅用省エネルギー機器設置費補助金交付申請書 (第 1 号様式)**

※市ホームページよりダウンロードできます。

- 設置した機器の設置費を証する書類の写し**

【例】領収書の写し

クレジットカード利用明細書の写し

ローン契約書の写し

- 設置した機器の保証書の写し**

- 機器の設置後の現況写真**

・機器全体の写真

・銘板の写真

- 設置した機器の仕様等がわかるパンフレット等**

- 住民票の写し**

申請書に同意いただいている場合は不要

※添付する場合はマイナンバーが記載されておらず、申請日から 3 カ月以内に発行された住民票をご提出ください。

- 市・都民税の納税証明書の写し**

申請書に同意いただいている場合は不要

※平成 29 年 1 月 2 日以降に転入された方は、前住所地の市役所等から平成 29 年度市 (区町村)・都 (道府県) 民税の納税証明書を取り寄せてご提出ください。

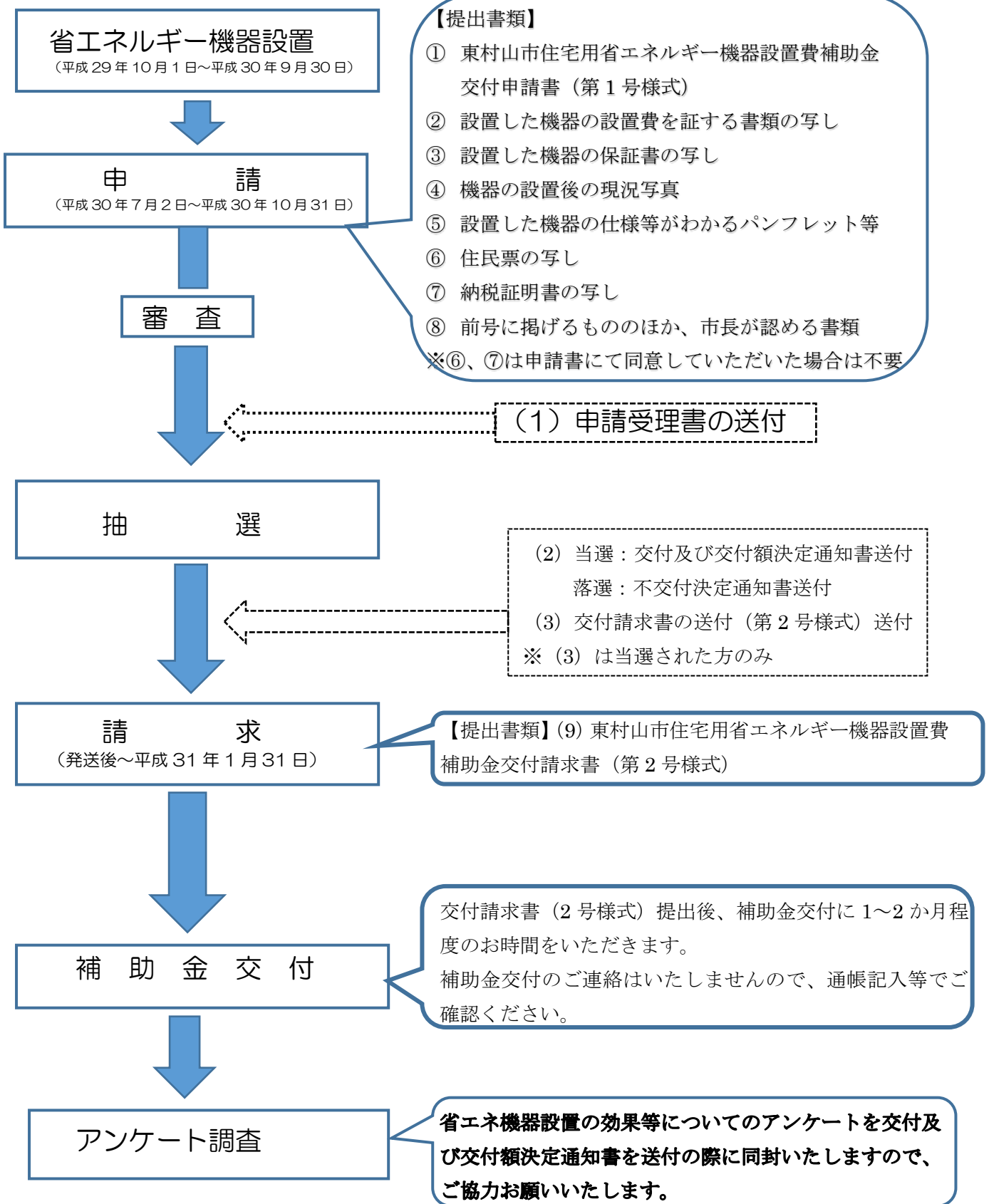
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類**

上記の書類の他に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

- 委任状 (本人以外の申請の場合)**

※市ホームページよりダウンロードできます。

申請から補助金交付までの流れ



4. 申請書(第1号様式)の記入例

第1号様式(第5条)

平成30年7月2日

(申請先)

東村山市長

申請者

住所 東村山市本町1-2-3

氏名 東村山 太郎 (印)

電話番号 042-393-5111



消せるボールペン使用不可

東村山市住宅用省エネルギー機器設置費補助金交付申請書

東村山市住宅用省エネルギー機器設置費の補助に関する規則第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

記

該当するところを☑チェックして下さい。

設置場所	東村山市 本町1丁目2番3
住宅の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 単独所有 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 区分所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 使用貸借
補助対象機器	<input type="checkbox"/> CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> 潜熱回収型給湯器 <input type="checkbox"/> ガス発電給湯器 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池
設置機器の品番(型番)	AB-1234CD-EF パンフレット等で型番を確認ください。
設置完了日	保証書の日付を記入ください。平成30年4月2日
補助金申請額	設置機器により補助申請額が異なります。50,000円
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 設置した機器の設置費を証する書類の写し <input type="checkbox"/> 2 設置した機器の保証書の写し <input type="checkbox"/> 3 機器の設置後の現況写真 <input type="checkbox"/> 4 設置した機器の仕様等がわかるパンフレット等 <input type="checkbox"/> 5 住民票の写し <input type="checkbox"/> 6 市・都民税の納税証明書等の写し <input type="checkbox"/> 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
【同意欄】 東村山市住宅用省エネルギー機器設置費補助金交付申請にあたり、住民基本台帳記録及び市・都民税の納税状況について、市長が閲覧することを同意します。 住所 東村山市本町1-2-3 氏名 東村山 太郎 (印)	
※平成29年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市役所等から平成29年度市・都民税の納税証明書を取り寄せて添付してください。	

住民基本台帳及び市・都民税の納付状況についての閲覧に同意いただける場合はご署名及びご捺印ください。同意いただけない場合は、住民票の写し、納税証明書の写しを添付して下さい。

※平成29年1月2日以降に転入されて方は前住所地の市役所等から市(区町村)・都(道府県)民税の納税証明書を取寄せて添付して下さい。

5. 申請に関する注意事項

<1> 申請書等の記入

☆申請書や請求書等の提出書類の記入に消せるボールペンは使用しないでください。

☆申請書や請求書等提出書類に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引いて、訂正印を押して訂正してください。修正液等での訂正は不可といたします。（代理申請の場合は申請者の印を押してください。）

<2> 抽選の実施

☆予算を超える申請があった場合は、公開抽選を実施します。
抽選実施後、1週間程度を目処に当選された方には「交付及び交付額決定通知書」落選された方には「不交付決定通知書」を送付いたします。

☆予算の範囲内で補助金を交付しますので、抽選にて最終当選となった方につきましては、補助申請額を満額お支払できない場合がありますので、ご了承ください。

<3> 補助金の交付決定取り消し・返還

☆偽りその他不正な手段等より補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、既に補助金が交付されている場合は、返還を命じることがあります。

<4> アンケートの回答

☆交付決定者については、省エネルギー機器設置の効果等についてのアンケートを送付させていただきます。本事業の推進に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。





6. Q & A

Q1. 住民票の写し、納税証明書の写しは必ず提出するのですか？

A1. 市において、住民基本台帳や納税状況の確認に同意いただける方については、申請書（第1号様式）の下段の同意欄に署名していただくことにより、提出を省略できます。同意いただけない場合についてはご提出ください。（住民票はマイナンバーが記載されておらず、3カ月以内に発行されたもの）また、平成29年1月2日以降に東村山市に転入された方は、前住所地の役所等から納税証明書を取り寄せ添付してください。

Q2. 「設置完了日」とはいつのことを指しますか？

A2. 添付資料にある「設置した機器の保証書の写し」に記載されている「お買い上げ日」や「設備お引渡し日」などの日付をご記入下さい。

Q3. 機器の設置後の現況写真はどのような写真を提出すればよいですか？

A3. 設置した機器の全体像の写真と、型番等が記載されている銘板の写真をご提出ください。

Q4. 申請書類は郵送で送っても受け付けてもらえますか？

A4. 郵送での受け付けは行っておりません。環境・住宅課窓口（本庁舎4階）までご持参ください。

Q5. 申請したら必ず補助金がもらえるのですか？

A5. 予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算額の範囲を超える申請があった場合は公開抽選を行います。また、抽選の場合において、最終当選者となった場合、補助申請額を満額お支払できない場合がありますのでご了承ください。

※その他ご不明な点がございましたら、環境・住宅課環境対策係までお問い合わせください。

